

国民健康保険料

6月中旬に保険料通知書を郵送します。保険料の支払い方法や計算方法、減額など詳しくは、[千葉市 国民健康保険料](#) 🔍

納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯内に加入者がいるときは、世帯主宛てに通知書を送付します。

納付書による支払い

支払方法 通知書と併せて納付書を郵送しますので、金融機関、コンビニエンスストアなどでお支払いください。コンビニエンスストアを利用する場合は、領収証書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

スマートフォン決済での支払いも可能です。

利用できるアプリなど詳しくは、[千葉市国民健康保険料 スマホ決済](#) 🔍

納期限 6月～来年3月の各月末日（年10回）

口座振替による支払い

納期限の日（年10回）に指定の口座から引き落とされます。

申込方法

- ・ホームページ（**【右記】**コード）から
- ・通知書に同封の口座振替依頼書を郵送
- ・区役所市民総合窓口課または市民センターで直接（キャッシュカードを持参してください）



口座振替キャンペーンを実施しています

新規で口座振替の申し込みをした方の中から抽選で、5,000円相当分（送料含む）の千葉市特産品を20人、1,000円相当分のワオカードを180人、動物公園の割引券を30人にプレゼントします。

詳しくは、[千葉市 国民健康保険料 キャンペーン](#) 🔍

年金からの天引きによる支払い

年6回、年金受給日に天引きされます。

問区役所市民総合窓口課

中 央 ☎221-2131 ☎221-2680 花見川 ☎275-6255 ☎275-6371 稲 毛 ☎284-6119 ☎284-6190
若 葉 ☎233-8131 ☎233-8164 緑 ☎292-8119 ☎292-8160 美 浜 ☎270-3131 ☎270-3196

国民健康保険料の改定と計算方法

国民健康保険は保険料と公費で賄われています。被保険者数や給付費の見込みなどから、保険料を**【下表】**のとおり決定しました。保険料は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計金額です（それぞれ上限あり＝賦課限度額）。

区分	国民健康保険料（年額）		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
対象となる被保険者	すべての方		40～64歳の方
所得割額（被保険者ごと）	(所得－43万円)×7.14%	(所得－43万円)×2.85%	(所得－43万円)×2.36%
被保険者均等割額（1人あたり）	21,840円	8,640円	10,680円
世帯別平等割額（1世帯あたり）	25,800円	10,320円	8,040円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

所得に応じた保険料の減額

前年中の世帯総所得金額等が基準額以下の世帯は、その所得に応じて被保険者均等割額、世帯別平等割額を7割・5割・2割減額します。減額の適用を受けるためには、19歳以上の世帯員全員が所得の申告（所得がない方を含む）をしている必要があります。

就学前児の保険料の減額（申請不要）

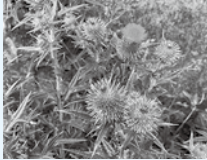
就学前児の保険料について、被保険者均等割額を5割減額します。

産前産後期間相当分の保険料の減額（要申請）

出産された被保険者の方の保険料のうち、所得割額と被保険者均等割額について、産前産後期間相当分を減額します。

外来生物に注意

近年、市内全域で外来生物が確認されています。これらの外来生物は繁殖力が非常に強く、一度定着してしまうと駆除が困難で、生態系や農業へ悪影響を与える恐れがあります。特に、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギフ、セアカゴケグモは特定外来生物に指定され、法律で栽培・飼育・運搬・販売などが原則禁止されています。

			
ナガエツルノゲイトウ 主に水辺で繁殖。4～10月に開花し、茎の断片からでも根を出す。	オオキンケイギフ 空き地や道路脇で繁殖。5～7月にコスモスに似た黄色の花が咲く。	アメリカオニアザミ 空き地や道路脇で繁殖。7～10月に開花し、固く鋭いとげがある。	セアカゴケグモ 人工物の物陰や隙間に営巣。メスは毒があり、かまれると激しく痛む。

所有する敷地内で見かけたら、次のような方法で駆除しましょう。

外来植物の駆除方法

- ・駆除するときは軍手や革手袋などを装着する
- ・種ができないうちに刈り取るか、根を残すことなく引き抜く
- ・種が落ちないように袋の中で枯らす
- ・剪定枝などと合わせて資源物として排出すると拡散してしまう恐れがあるため、必ず可燃ごみとして排出する

セアカゴケグモの駆除方法

- ・セアカゴケグモは靴で踏みつぶすか、家庭用殺虫剤を吹きかける
- ・卵のうは殺虫剤が効かないため、靴で踏みつぶす

問環境保全課 ☎245-5195 ☎245-5557

歯科健診を受けましょう

今年度に76歳になる後期高齢者医療被保険者を対象として、歯科口腔健康診査（歯科健診）を無料で実施します。受診は1人1回です。

期 間 6月1日(日)～12月28日(日)

対 象 1949年（昭和24年）4月2日～1950年（昭和25年）4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者

受 診 票 5月下旬に発送

健診項目 口腔診査と口腔衛生指導

- ・歯と歯肉の状況（むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど）
- ・口腔機能の状況（舌の動き、物を飲み込む力など）
- ・入れ歯の状態
- ・むし歯、歯周疾患の予防法 など

受診方法 協力医療機関に直接予約の上、受診

＊訪問診療はありません。

受診の際に必要な物 受診票、マイナ保険証（または資格確認書）協力医療機関など詳しくは、[千葉市 後期高齢者歯科健診](#) 🔍

問県後期高齢者医療広域連合給付管理課（歯科健診について）

☎216-5013 ☎206-0085

健康推進課（受診票の再発行などについて）

☎245-5223 ☎245-5659

